

仕 様 書

1 委 託 名

夜間照明設備・カラスの巣撤去業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）6月6日（金）まで

3 履行場所及び数量

氷川小学校 （草加市氷川町448） 1個

清門小学校 （草加市清門三丁目37番1号） 1個

西町小学校 （草加市西町270番地） 2個

※撤去箇所については、発注者指定箇所とすること。

4 支払方法 業務完了払

5 業務委託の内容

次の実施要領により、発注者が指示するカラスの巣（4個）を除去する。

カラスの巣撤去後、同箇所に設備の機能に影響の無い範囲でテグス等の障害物を巻くこと。

6 実施要領

(1) 除去作業

除去作業時には、車両や人の通行に十分注意を払い、周辺に影響が出ないよう適切な方法で実施すること。なお、作業時における事故によって器物等を破損した場合は、受注者の責任において原形に復するとともに、市に事故等の内容を速やかに報告すること。

(2) 除去期間

履行期間内に業務を終了するものとする。

(3) 除去方法

除去するために高所作業車等を使用し、安全かつ速やかにカラスの巣を除去すること。ただし、状況により巣の中に雛及び卵がある場合については、事前に協議し対応するものとする。

(4) 処分方法

カラスの巣の処分については関係法令を遵守し、遅滞なくかつ問題が生じないよう十分な配慮の上で処分すること。

(5) 単価基準

巣の大小や場所等がどのような状況であっても一律の単価とする。

(6) 指導教育

受注者は、作業に当たる従業員に対し、関係法令、契約書及びその他業務に必要な事

項を熟知させるとともに、指導教育しなければならない。

また、市民に対して礼儀を正し、不快感を与えるような発言や態度をとってはならない。

(7) 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。

(8) 提出書類

①契約締結時

- ・着手届
- ・業務工程が分かる書類
- ・その他発注者が指示する書類

②業務完了時

- ・委託業務完了報告書
- ・委託完了検査願
- ・工程写真
- ・その他発注者が指示する書類

7 その他

(1) 受注者は、受託業務遂行上、従業員が行った違法行為等について、受注者自らが行ったものとみなし、その責任を免れることはできない。

(2) 受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。

(4) 受注者は、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

(6) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

8 問合せ先

草加市自治文化部スポーツ振興課 担当：根岸

電話048-922-2861（直通）